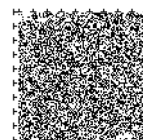
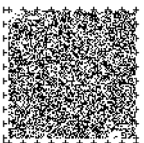


## 資料編

---

1. 計画の策定経過
2. 計画の策定体制
3. 委員名簿

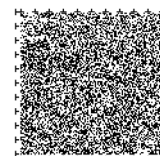




## 資料編

### 1. 計画の策定経過

回	開催日時	主な議題
平成30年度 第1回	平成30年 4月26日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害福祉施策推進委員会について ○上尾市障害者支援計画について
第2回	平成30年 8月 6日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○次期上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査の実施について
第3回	平成31年 2月 5日 午後2時00分～4時00分	○自立支援協議会との連携について ○次期障害福祉計画及び障害児福祉計画に係るアンケート調査について
平成31年度 第1回	令和 元年 7月30日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査(素案)について
第2回	令和 元年10月 8日 午後2時00分～4時00分	○地域生活支援拠点等の整備方針について ○上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査(案)について
第3回	令和 2年 2月20日 午後2時00分～4時00分	○障害者相談支援体制の整備方針について ○上尾市障害福祉計画及び上尾市障害児福祉計画に係るアンケート調査報告書【概要版】について
令和2年度 第1回	令和 2年 8月 4日 午後2時00分～4時00分	○上尾市障害者支援計画の進捗状況について ○第6期上尾市障害福祉計画及び第2期上尾市障害児福祉計画について
第2回	令和 2年 9月25日 午後2時00分～4時00分	○第6期上尾市障害福祉計画及び第2期上尾市障害児福祉計画に関する事業所アンケート調査報告書について ○第6期上尾市障害福祉計画及び第2期上尾市障害児福祉計画(素案)について
第3回	令和 2年11月30日 午後1時00分～3時00分	○第6期上尾市障害福祉計画及び第2期上尾市障害児福祉計画(案)について ○上尾市市民コメント制度(パブリックコメント)による意見募集について
第4回	令和 3年 2月18日 午後2時00分～4時00分	○上尾市市民コメント制度による意見概要・市の考え方について ○第6期上尾市障害福祉計画・第2期上尾市障害児福祉計画(最終案)について



## 2. 計画の策定体制

### 上尾市障害福祉施策推進委員会条例

平成 30 年3月 27 日条例第3号

(設置等)

第1条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第4項の規定に基づき、同項の合議制の機関として上尾市障害福祉施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置き、同条第5項において準用する同条第3項の規定により、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の意見の聴取)

第2条 障害者基本法第 11 条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、市長は、同条第3項に規定する障害者計画を策定するに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第9項の規定により、市長は、同条第1項に規定する障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 10 項の規定により、市長は、同条第1項に規定する障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条各項の規定に基づく意見の聴取を受けたときは、委員による調査審議の結果に基づいて、市長に意見を答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、障害者基本法第 36 条第4項第2号及び第3号に掲げる事務を処理する。

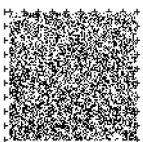
3 前2項に定めるもののほか、委員会は、障害福祉に関する施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する事業に従事する者及び障害者団体の代表者
- (2) 障害福祉に係る機関の職員
- (3) 学識経験のある者



(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

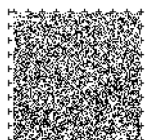
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。



### 3. 委員名簿(平成30年4月～令和3年3月)

No	区分	氏名	組織名	選出区分
1	委員長	相川 章子	聖学院大学 心理福祉学部	学識経験のある者
2	副委員長	柴田 典慶	社会福祉法人 上尾あゆみ会	障害福祉に関する 事業に従事する者 及び障害者団体の 代表者
3	委員	荒川 伊津美	社会福祉法人 あらぐさ福祉会	
4		木全 美幸	社会福祉法人 あげお福祉会	
5		山口 達子	特定非営利活動法人 ピュアスマイル	
6		大野 奈美	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	
7		土井 孝次	特定非営利活動法人 上尾市身体障害者福祉会	
8		井上 禮子	上尾市手をつなぐ親の会	
9		新久 光三	上尾市聴覚障害者協会	
10		久保田 孝子	障害者(児)の生活と権利を守る上尾市民の会	
11	佐藤 順恒	上尾市医師会	障害福祉に関係す る機関の職員	
12	細野 宏道	上尾商工会議所(令和元年10月7日まで)		
	井上 克典	上尾商工会議所(令和元年10月8日から)		
13	西谷 武	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 (令和2年3月31日まで)		
	湯本 幸江	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 (令和2年4月1日から)		
14	福島 京子	上尾市ボランティア連絡会 (平成31年3月31日まで)		
	本城 文夫	上尾市ボランティア連絡会 (平成31年4月1日から)		
15	片桐 一	上尾市社会福祉協議会 (令和2年3月31日まで)		
	山辺 素史	上尾市社会福祉協議会 (令和2年4月1日から)		
16	柳澤 秀明	埼玉県鴻巣保健所 (平成31年3月31日まで)		
	小坂 高洋	埼玉県鴻巣保健所 (平成31年4月1日から)		
17	渡辺 紀子	大宮公共職業安定所(平成31年3月31日まで)		
	澤田 貴樹	大宮公共職業安定所(令和2年3月31日まで)		
	笠井 裕之	大宮公共職業安定所(令和2年4月1日から)		
18	石川 雅章	上尾特別支援学校(平成31年3月31日まで)		
	植村 美幸	上尾特別支援学校(平成31年4月1日から)		

